

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2019年度 事業計画

2018年12月

## I. はじめに

国際社会では 2016 年より持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みが始まった。セーブ・ザ・チルドレンも「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、以後 15 年間、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、予防可能な原因で 5 歳未満の子どもが死亡することがなくなること、全ての子どもが質の高い教育を受けられること、子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の 3 つの優先課題に、全世界のセーブ・ザ・チルドレンで取り組んでいくことを決意した。上記の 3 課題に関連する SDGs の目標達成は、「生きる」「育つ」「守られる」子どもの権利の実現にとって不可欠であるにもかかわらず、これら目標の現状の進捗状況では、2030 年までに達成される見通しが立っていない。2030 年までの長期戦略に掲げた目標の達成のために、子どもを取り巻く課題解決に向けての具体的な方針として、セーブ・ザ・チルドレンは 2019-21 中期戦略を策定し、この戦略に基づき日本を含む世界の優先国・地域で事業を実施する。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンも、この戦略に基づき 3 年間の中期戦略をとりまとめた。この戦略期間にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが目指す方向性は下記の通りである。

### 2019-21 中期戦略目標

**私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の 4 つを成長と捉え、実現していく**

### この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

セーブ・ザ・チルドレンは、1919 年にイギリス人女性エグラントイン・ジエブによって設立され、2019 年で 100 年を迎える。この 100 周年という節目に、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指し、組織一丸となって邁進する。

また、子どもの権利条約が国連で採択されて 2019 年で 30 年を迎える。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは様々な団体・個人と協力し、30 周年を記念して同条約の意義と子どもの権利実現の大切さを伝えるための活動を実施する。

## II. 2019年活動計画概要

2019年度事業計画は、前述の2019-21年中期戦略に基づいて策定された。中期戦略目標の実現のために、2019年に実施する事業の概要は以下の通り。

### A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。

2019年に特に注力をする事業・アドボカシーの分野は以下の通り。また、事業、アドボカシー活動においては、チャイルドライツプログラミングを通じ事業計画・実施・モニタリングのプロセスを実施する。

#### i. 海外事業

海外事業は、これまで、子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の分野に加え、人道支援事業を実施してきており、2019年もアジア、中東、アフリカ地域においてこれらの分野の事業を継続する。

##### アジア地域：

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが直接事務所を運営するモンゴルにおいては、青少年支援事業を開始する予定のほか、インクルーシブ教育事業、子どもの保護のための行政能力強化事業を継続実施する。ベトナムとミャンマーで、保健・栄養事業および子どもの保護事業を展開する。ベトナムでは、南部における防災事業も継続する。また、南アジアでは、2017年夏に起きたミャンマー国軍によるロヒンギヤの人々の弾圧、暴力を逃れてバングラデシュで避難生活を送る難民に対し、主に水衛生状況を改善するための活動を展開する。

##### 中東地域：

2011年に勃発したシリア危機が長期化しているなか、これまで隣国のレバノンで実施してきたシリア難民の子どもの保護事業を継続する。一方、シリア国内の情勢は急速に変化しており、2019年中にはレバノンでの事業の出口戦略を検討し、並行してシリア国内での事業を実施することも視野に入れる。また、世界最大の人道危機と呼ばれるイエメン紛争の影響を受けた子どもたちに対する教育支援活動もサヌアイ県などで継続する。

##### アフリカ地域：

アフリカでは、ウガンダでの事業を継続する計画である。これまで、防災（災害リスク軽減）事業を約5年にわたって実施してきたが、今後は生計支援と子どもの栄養改善を視野に入れた活動を行う。また、同国北西部において実施している南スーダン難民支援事業を継続し、同時にウガンダ政府との調整のもと、活動をウガンダ政府に移管していく調整を開始する予定である。同国南西部におけるコンゴ民主共和国難民支援事業の実施を計画する。

なお、近年、シリア危機を筆頭に、世界各地で紛争が長期化、複雑化する傾向があり、それに伴い難民の発生や人の移動が劇的に増えるなど、人道支援のニーズがかつてないほどに高まっている。これを受けて、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの海外事業も事業予算の半分以上が緊急人道支援にあてられている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、人道支援においてなかなか優先的に資金が配分されない、子どもの保護活動を中心に活動を実施し、子どもの保護の活動の質の向上に努めていくこととする。なお、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2018 年より、アジア太平洋地域における緊急人道支援に従事するための人材育成プログラムを運営しており、2019 年も同プログラムを継続実施し、主にアジア地域での同分野の人材開発に貢献していく。人材開発に於いては、上記に加え、人道支援関係者に対する「人道行動における子どもの保護の最低基準」(CPMS)の普及促進によって、日本国内の人道支援関係者の人材開発にも寄与していく。

## ii. 国内事業

日本国内では、子ども虐待の予防、子どもの貧困問題解決、緊急・復興支援及び災害時の心理社会的支援の3つの事業を柱とし、以下の活動を行う。

**子どもの貧困問題解決：**子どもの成長や学びの機会が保障されるよう、東北において経済的に困難な状況下にある小中高生への給付金提供や子ども・保護者のエンパワーメント活動を実施する。また、「就学援助制度」を含む経済的支援の拡充など、国や地方自治体における子どもの貧困対策が充実するよう、啓発活動や政策提言に注力する。

**子ども虐待の予防：**セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2017年に実施した全国アンケート調査（2018年に発表）では、6割近くがしつけを理由に体罰を容認していることが明らかになった。一方でここ数年、体罰等や虐待が子どもの発達に負の影響を及ぼすということが科学的に明らかになってきており、社会の関心が高まっている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、家庭を含むあらゆる場面における体罰等禁止が法律で明文化されることを目指して、政策提言を実施する。同時に、一般市民、親や養育者および子ども・子育て支援者が、体罰等を用いない子育ての必要性と考え方について共鳴し、体罰等禁止への賛同が広がるよう啓発活動を行う。

**緊急・復興支援及び災害時の心理社会的支援：**2016年熊本地震および2018年西日本豪雨で被災した地域において、子どもの進学・就職への経済的負担が軽減されるよう、給付金の提供等支援活動を継続する。新たに国内緊急対応事業を立ち上げ、体制の整備と、こどもひろば、こどものための心理的応急処置（PFA）等の研修の実施を通じて職員的能力を向上し、組織としての国内大規模災害への対応能力を強化する。同時に、平時から子ども・養育者に対する心理社会的支援の手法を普及し、地方自治体の防災・災害対策計画等に緊急時の子どもの保護の視点が入るよう、働きかけていく。

## iii. アドボカシー

セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略およびグローバル・アドボカシー戦略のプライオリティに沿い、グローバ

ル・キャンペーン「EVERY LAST CHILD」がフォーカスする最も脆弱な立場に置かれた子どもたち、および100周年キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」がフォーカスする紛争下の子どもたちに焦点を置き、セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内外のアドボカシーネットワークとの連携のもと、子どもの権利の実現が政策上優先され、より多くのリソースが配分されるようステークホルダーへの働きかけを行う。分野としては、持続可能な開発目標（SDGs）、保健、栄養、教育、子どもに対する暴力撤廃、紛争・人道危機下の子ども支援、子どもの権利とビジネスに関し、以下の活動を行う。

**持続可能な開発目標（SDGs）**：日本政府のSDGs実施に向けたアドボカシー、セクター間連携の推進、およびSDGsに関する普及・啓発を行う。

**保健**：日本政府のユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた政策・支援の強化、援助効果や説明責任の向上等に関するアドボカシーを行う。

**栄養**：2020年に日本で開催される「栄養サミット」に向けて、日本政府および国際社会の栄養改善に関する政策・支援の強化、説明責任の向上、マルチステークホルダーによる連携促進等に関するアドボカシーを行う。

**教育**：日本政府の質の高い教育へのアクセス向上に対する政策・支援、特に紛争下の教育に対する政策・支援の強化、援助効果の向上等に関するアドボカシーを行う。

**子どもに対する暴力撤廃**：「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」における日本政府の国内外の政策の強化、取り組みの促進に関するアドボカシーを行う。

**紛争・人道危機下の子ども支援**：日本政府の「学校保護宣言」の支持、ロヒンギャ危機他紛争・人道危機下の子どもに関する政策・支援の強化、説明責任の向上に関するアドボカシーを行う。

**子どもの権利とビジネス原則**：「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化、日本政府の「ビジネスと人権に関する国別行動計画」策定に関するアドボカシーを行う。

上記アドボカシー活動の重点機会としては、100周年キャンペーン・ローンチ（5月）、G20大阪サミット（6月）、国連ハイレベル政治フォーラム（7月）、第7回アフリカ開発会議（8月）、国連総会（9月）などがあげられる。

## **B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる。**

中期戦略目標に掲げられている、社会的影響力を増大し、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの

権利を推進するために、この法人とこの法人が取り組む重要課題についての認知を向上し、社会を巻き込み、市民とともに活動を推進する。また、目標とする成長を達成するために、資金調達を積極的に進めていく。

**C. 子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、ステークホルダーとの関わりを深化させる。**

子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO として、ステークホルダーとの関わりを深め、子どもの権利を推進していく。

**D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。**

- 組織が一丸となって成長に向けてまい進するため、効率的かつ効果的な業務遂行プロセスの改定・導入によって組織としての実行能力を高める。
- 子どもの権利を推進する専門団体として、職員の専門性を高め、互いを尊重する組織文化を醸成する。
- 資金を中期的な成長に向けた分野に戦略的に投入し、資金活用の効果・効率を高めるために予実を精緻に管理する。
- コンプライアンスを遵守する。
- 組織インフラとセキュリティーを拡充する。

### III. 2019 年度実施予定事業一覧

#### A. 海外事業

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア地域				
ベトナム	ベトナム北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	保健・栄養	イエンバイ省およびソラ省	世界銀行、企業、個人
	中部高原地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健システム強化事業	保健・栄養	ダクラク省	企業、個人
	メコンデルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業（第2年次）	防災（災害リスク軽減）	ドンタップ省	外務省、個人
ミャンマー	カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育支援事業（第3期）（予定）	子どもの保護・教育	カレン州	外務省、個人
	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・栄養	バゴー地域	JICA、個人
	少数民族居住地域における妊産婦と新生児のための保健サービスへのアクセス向上事業	保健・栄養	バゴー地域	企業、個人
	ラカイン州中部における IDP の子どもの保護事業（予定）	保護	ラカイン州	JPF、個人
インドネシア	ジャカルタにおける子どもたちと青少年のための交通安全事業	防災（災害リスク軽減）	ジャカルタ首都特別州	企業、個人
タイ	子どもの水の事故防止のための教育推進事業	防災（災害リスク軽減）	バンコク	企業、個人
ラオス	北部山岳地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・栄養	ルアンパバーン県	企業、個人
北東アジア・南アジア地域				
モンゴル	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業（第1・2年次）	教育	ウランバートル市ほか	外務省、個人
	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	子どもの保護	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	JICA、個人

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	洪水の影響を受けた子どもたちのための教育・心理社会的支援および災害リスク軽減・対応力向上支援	緊急・人道支援	バヤン・ウルギー県、ホブド県	JPF、個人
	モンゴル農村部における最も脆弱な若者に対する企業家スキル養成研修事業（予定）	子どもの貧困	スフバートル県、ゴビスベル県など	世界銀行、個人
	モンゴルにおける社会的説明責任の主流化事業（予定）	子どもの権利ガバナンス	ウランバートル市、ウブルハンガイ県など	世界銀行、個人
	モンゴルの職場環境におけるジェンダーに基づく暴力に対するビジネスリーダーと女性の若者の役割研究事業（予定）	子どもの貧困	全国	世界銀行、個人
バングラデシュ	コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯に対する包括的な水・衛生環境および居住環境改善事業	緊急・人道支援	チッタゴン管区	JPF、個人
	コックスバザール県におけるミャンマー避難民の水・衛生環境改善事業（予定）	緊急・人道支援	チッタゴン管区	JPF、個人
中近東地域				
レバノン	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第3・4期) (第4期は予定)	緊急・人道支援 (子どもの保護)	南レバノン県	JPF、個人
イエメン	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業 (第3・4期) (第4期は予定)	緊急・人道支援 (教育)	サヌア県、アムラン県	JPF、個人
シリア	シリア北西部子どもの保護事業 (予定)	緊急・人道支援 (教育)	シリア北西部	JPF、個人
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ西部における災害弱者のためのコミュニティ災害・気候変動対応能力向上事業 (第2年次)	防災 (災害リスク軽減)	カセセ県	外務省、企業、個人
	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業	緊急・人道支援 (子どもの保護)	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	JPF、個人



国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	ウガンダにおけるコンゴ民主共和国難民支援事業 (予定)	緊急・人道 支援（子ども保護）	カムウエンゲ県、 ホイマ県、キエゲ グワ県	JPF、個人

## B. 国内事業

支援事業分野、事業名	財源
子ども虐待の予防	
たたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」プログラムの普及	個人、企業
あらゆる場面での体罰等禁止に向けた社会啓発活動	個人、企業
あらゆる場面での体罰等禁止に向けた政策提言	個人、企業
体罰等禁止に向けた関係者とのネットワーキング	個人、企業
子どもの貧困問題解決	
小中高生に対する給付金提供	個人、企業
小中高生世代や保護者を対象としたエンパワーメント活動	個人、企業
子どもの貧困に関する調査	個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動	個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた政策提言	個人、企業
子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	個人、企業
緊急・復興支援および災害時の心理社会的支援	
東日本大震災復興支援フォローアップ事業	
石巻市子どもセンター運営サポート	個人、企業
熊本地震復興支援事業	
中高生に対する給付金を提供する給付型緊急子どもサポート	個人、企業
小中高生世代や保護者を対象としたエンパワーメント活動	個人、企業
給付金提供に伴う調査、社会啓発活動、政策提言	個人、企業
西日本豪雨復興支援事業	
小中高生に対する中学生へ給付金を提供する給付型緊急子どもサポート	個人、企業
学校備品等支援	個人、企業
国内緊急対応事業	
国内災害時に対応する体制の整備と強化（職員の能力向上含む）	個人、企業
関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化	個人、企業
防災や災害対策における子ども支援の強化に向けた政策提言	個人、企業
災害時における子ども・養育者に対する心理社会的支援（PSS）の手法の普及	個人、企業
災害時における子ども・養育者に対する PSS の認知向上に向けた社会啓発	個人、企業
事業モニタリングと評価	個人、企業

### C. アドボカシー

事業名	財源
持続可能な開発目標（SDGs）実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発	個人、企業
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
2020 年「栄養サミット」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	助成金
質の高い教育へのアクセス向上、紛争下の教育に向けた援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化に関するアドボカシー	個人
「学校保護宣言」、ロヒンギャ危機他人道危機・紛争下の政策・支援の強化に関するアドボカシー	個人
「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化、「ビジネスと人権国別行動計画」策定に関するアドボカシー	個人